



人権研修計画の 立て方から実施まで

北九州市人権問題啓発推進協議会



第6版の改訂にあたって

2011(平成23)年に「人権研修計画の立て方から実施まで」(第5版)を発行してから13年が経過しました。

この間、2015(平成27)年9月の国連サミットでは「すべての人々の人権の実現」を目指し、持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)を示した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、北九州市も2018(平成30)年6月に国から「SDGs未来都市」、「自治体SDGsモデル事業」に選定され様々な人権課題の解決に向けた取組を行っています。

一方、少子高齢化、情報化、国際化の社会の変化と共に人権問題も多様化しており、2016(平成28)年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が、2023(令和5)年に「こども基本法」、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」など、人権に関する新たな法律が次々に施行されました。

このような中、「人権文化のまちづくり」の実現を目指して2005(平成17)年に策定された「北九州市人権行政指針」についても2017(平成29)年、2020(令和2)年にそれぞれ改訂が行われました。

こうしたことを背景に、あらゆる分野において人権研修を計画し実施する人の役割はますます重要となることから、「人権研修計画の立て方から実施まで」(第5版)を再検討し13年ぶりに改訂いたしました。

本書を活用いただき、効果的な人権研修が実施されることを期待します。

第1章：人権とは

第2章：人権研修の計画と実施

第3章：人権研修のプログラム(例)

参 考

2024(令和6)年3月

北九州市人権問題啓発推進協議会

目 次

◆ 第1章 人権とは	1
1 人権は、3つの大きな特徴を持っています	3
2 人権は、自由と平等を求めた人間が、長い年月をかけて獲得した権利です	4
3 人権は、日本国憲法で基本的人権として保障されています	4
4 人権問題が増え、人権意識も高まっています	5
5 私たちの身近には、たくさんの人権問題があります	7
6 人権を考える一つのキーワードは「差別」です	10
7 これまでの人権研修の取組	11
◆ 第2章 人権研修の計画と実施	13
1 年間計画	16
(1) 年間目標を決める	16
(2) 実施時期を選ぶ	16
2 実施計画	17
(1) 計画づくり (PLAN)	17
(2) 実施 (DO)	22
(3) 評価 (SEE)	22
参考 北九州市が目指す人権を尊重したまちづくり	26
参考 SDGsと人権	27
参考 性的マイノリティの人権	28
◆ 第3章 人権研修のプログラム (例)	29
1 人権啓発DVDを活用したプログラム	31
2 人権推進センターYouTubeチャンネルを活用したプログラム	37
3 人権研修・啓発冊子を活用したプログラム	38
◆ 参考	41
1 教材・資料の紹介	43
(1) 視聴覚教材	43
ア DVD	43
イ CD	47
(2) 人権啓発冊子・資料	48
2 人権関係法令	51
(1) 日本国憲法 (抄)	51
(2) 北九州市自治基本条例 (抜粋)	55
(3) 人権課題別の法令等	57
(4) 主要な人権関係条約	61
3 関係リンク一覧	62

第 1 章

人権とは

- 1 人権は、3つの大きな特徴を持っています
- 2 人権は、自由と平等を求めた人間が、長い年月をかけて獲得した権利です
- 3 人権は、日本国憲法で基本的人権として保障されています
- 4 人権問題が増え、人権意識も高まっています
- 5 私たちの身近には、たくさんの人権問題があります
- 6 人権を考える一つのキーワードは「差別」です
- 7 これまでの人権研修の取組

第1章 人権とは

「会社の上司から人権の研修会を計画してほしいと言われましたが、何を、どうしたらよいのか良く分からないので困っています」「PTAで人権の研修委員を引き受けました。人権の研修は毎年やっていますのでマンネリ化してしまい、参加者も少なくなってきました。どうしたらよいでしょうか？」

ほんの一例ですが、こんな相談が北九州市人権推進センターに寄せられます。相談される方の多くは、仕事や日常の生活の中では特別に人権について考えたこともなく、たまたま研修の担当者になったことから、困っての相談です。

つまり、人権とは自分に関係ないもの、そんな難しいことを考えなくても日常の生活には差し支えない・・・と思っていたのが、ある日突然、研修を計画する立場になったのでどうしたらよいだろうか？という悩みから出た言葉だろうと思います。

とはいえ昨今、毎日のように人権に関係がある出来事が報道されています。そこでまず、人権の研修を計画する前に「人権とは何だろう？」ということをも自分自身で整理してみましょう。

1 人権は、3つの大きな特徴を持っています

人権とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」（法務省人権擁護局「人権の擁護」より）と考えられており、3つの大きな特徴を持っています。

- (1) 人間であることにより当然に有する権利です。〔固有性〕
- (2) 原則として、公権力によって侵されない権利です。〔不可侵性〕
- (3) 人種、性、身分などの区別に関係なく、人間であることに基づいて当然に享有できる権利です。〔普遍性〕

2 人権は、自由と平等を求めた人間が、長い年月をかけて獲得した権利です

古い時代には、国や為政者が社会を支配する時代が長く続きました。社会が進展し、人々はだれからも支配されない、人間としての生き方を考えるようになりました。

それまでの支配者の絶対的な権力に対して、誰にも拘束されず自由に生きることを求める権利（自由権）や、上下の身分などには関係なく、他の人と平等に生きることを求める権利（平等権）を主張する思想や考えが生まれました。それらの考えや思想がもとになって、フランス革命（1789年）などが起こり、「自由権」や「平等権」を獲得してきました。

また、産業革命（1760年代のイギリスに始まり、1830年代以降ヨーロッパ各国に波及した）以後は、労働者の生活を守るために労働者の団結や団体交渉を認めるなどの「社会権」も獲得してきました。現在は、「自由権」「平等権」「社会権」が人権の柱になっていますが、社会がさらに複雑になり、人権侵害の問題が増えるのに伴い、人々の人権意識も高まって新しい人権を求める動きが出てきました。例えば、健康で快適な環境の回復・保全を求める権利→「環境権」や、インターネットなどによる情報流出から自分の情報を守る権利→「プライバシーの権利」、国民が政府の持つ情報の公開を求める権利→「（国民の）知る権利」などです。

欧米とわが国では、人権を獲得した歴史や考え方について大きな違いがあります。一言で言えば、個人や個性を尊重する個人主義と、自分の主張はある程度抑えて他人との調和を大事に考える協調主義の違い、また、国と国が地続きで外国の人との交流が盛んな欧米と、鎖国で外国人との交流が少なかったという環境・風土の違いが影響しているなどです。また、国の成り立ちや政治体制の違いなどによっても、人権の考え方が違います。

3 人権は、日本国憲法で基本的人権として保障されています

人権は、社会の進展に伴って自由と平等を求める人たちの戦いと努力で獲得してきました。わが国では、日本国憲法に「国民主権」「平和主義」と並んで人権を「基本的人権の尊重」という形で取り入れ、国民を人権侵害から守ることを憲法で保障しています。私たちは戦後の民主主義教育を迎えてやっと、人権の保障と尊さを学ぶことができました。

【憲法で保障されている人権】

カッコ内は「憲法」条文の数字

包括的基本権		個人の尊厳、生命・自由・幸福追求権 (13条)
自由権	身体の自由	奴隷的拘束・苦役からの自由 (18条) 法定手続の保障 (31条) 住居等の不可侵 (35条) 拷問・残虐刑の禁止 (36条) 刑事裁判手続上の保障 (37～39条) など
	精神的自由権	思想・良心の自由 (19条) 信教の自由 (20条) 集会・結社・表現の自由 (21条) 学問の自由 (23条)
	経済的自由権	居住・移転および職業選択の自由 (22条) 財産権の保障 (29条)
平等権		法の下での平等 (14条) 夫婦の同等と両性の本質的平等 (24条) 選挙人の資格の平等 (44条)
社会権		生存権 (25条) 教育を受ける権利 (26条) 勤労権 (27条) 労働基本権 (28条)
参政権		公務員の選定・罷免の権利 (15条) 最高裁判所裁判官の国民審査権 (79条) 地方公共団体の長・議員の選挙権 (93条) 憲法改正の国民投票権 (96条) など
請求権		請願権 (16条) 公の損害賠償請求権 (17条) 裁判を受ける権利 (32条) 刑事補償請求権 (40条)

4 人権問題が増え、人権意識も高まっています

人権問題は例えば、「肌の色の違い、性の違いなどにより、社会的な不利益を受けたり、集団から疎外（除け者に）されるなどして、人間らしく生きる権利（人間の尊厳）を奪われる問題」だといえます。同和問題（部落差別）への取組をひとつの契機にして、それまでは人権という視点で見えていなかった問題、例えば、子どものいじめ、学校での体罰、子どもや高齢者に対する虐待、ハラスメント、感染症などが人権の問題として社会的に取り上げられるようになりました。人権侵害を受けた人たちが声を上げ、マスメディアでも取り上げられることで市民が人権を守ることの大切さに気がつくようになって、市民の人権意識も高まってきました。

北九州市が2020（令和2）年に行った「人権問題に関する市民意識調査」（昭和51年から5年おきに実施）でも約78%の市民が人権問題・差別問題に関心がある（「非

常に」と「多少」の合計)と答えていますが、35年前の1985(昭和60)年に比べると約38%増加して、多くの市民が人権に対し、関心を寄せるようになったことがうかがえます。

ご存知ですか？人権の約束事運動「ほっとハート北九州」

人権の約束事運動「ほっとハート北九州」は、人権に関する身近なテーマを約束事として掲げ、それを自分たちで守りあうことで、人権尊重の機運を盛り上げる北九州市独自の市民運動です。

会社や団体から友人同士のグループまで、所在地が北九州市内の団体であれば参加できます。みんなで守る「約束事」を考えて、参加登録してください。登録にかかる費用は無料です。

約束事は、市民の皆様のご応募より選ばれた『25の約束事』から選んで登録することもできます。

【『25の約束事』からの抜粋】

- ・人がふれあうはじめての一步。あいさつを心がけます。
- ・いじめは、しない、させない、見逃さない。
- ・認めあう気持ちを忘れず、明るい職場をつくります。
- ・気くばり 目くばり 思いやり「ココロ」のバリアを取りのぞきます。

● 「ほっとハート北九州」 ホームページ

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shisei/menu01_0340.html



人権の約束事運動
マスコットキャラクター
モモマルくん

参加してね！

5 私たちの身近には、たくさんの人権問題があります

なぜそれが人権問題なのか考えてみましょう。

女性の人権

男女の不平等、セクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンス（DV）などの問題です。例えば、選挙で選ばれる議員が男性に比べて圧倒的に少ない、働く職場や機会が女性には限られている、夫や恋人が女性に暴力をふるうなどです。旧民法の家父長制度で培われてきた男尊女卑の考え方や、性別による固定した役割分担意識がなかなか変わらないことなどが背景になっています。

子どもの人権

子どもを親の所有物と考え、大人と同じように人権を持った一人の人間としてみない（人格を尊重しない）ことから起こる問題です。家庭での虐待、学校での体罰、性被害（児童買春・児童ポルノ）などの問題があります。いじめは大人社会の反映だとも考えられます。

高齢者の人権

人間は歳を重ねれば誰でも体の機能が落ち、物忘れもひどくなってきます。動作や考え方が若い人たちと同じようにできないからという理由で、高齢者が家庭や社会から疎外される問題です。家庭の中や福祉施設などでの虐待、社会参加の制限、財産を狙った詐欺事件なども増えています。高齢化社会を迎えてますます増えていくことが考えられます。

障害のある人の人権

障害があるという理由で、サービスの提供を拒否したり、制限するなどの取扱いをすること（不当な差別的取扱い）などの問題です。障害の有無にかかわらず、誰もが安心していきいきと暮らしていける共生社会の実現に向けて取り組むことが大切です。



同和問題（部落差別）

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今もなお、結婚・就職などの日常生活の上で差別を受けたりしている、我が国固有の人権問題です。さらに昨今では、インターネット上での差別的な書き込みなど、新たな問題も発生しています。

また、同和問題を口実にして企業や官公署等に不当な利益や義務のないことを求める（例えば、高額の本籍を売りつけるなど）えせ同和行為に対しては、行政機関や企業等が密接に連携し、不当な要求には、き然とした態度をとることなどが必要です。

外国人の人権

日本では長い間の鎖国政策で外国の人との交流が少なかったこと、言葉による意思の疎通がうまくいかないことなど、言語・宗教・習慣等の違いから、外国人の働く場、住居、隣近所との交際などで生じる人権問題です。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を植え付けるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。

感染症に関する人権問題

病気についての正しい知識や理解不足、偏見によって起こる人権問題です。HIV（ヒト免疫不全ウイルス）は、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。治療法の進歩により、仮にHIVに感染したとしても、早期発見、早期治療を適切に行うことで、エイズ発症を予防し、他人への感染リスクも大きく低下させることができます。

新型コロナウイルス感染症については、いわれのない誹謗中傷、いじめや差別的な対応が問題です。厚生労働省や北九州市のホームページなどで正確な情報を確認し、差別的な発言等に同調しないことが大切です。

ハンセン病をめぐる人権問題

ハンセン病は、「らい菌」という細菌によって末梢神経や皮膚が冒される病気です。感染力が弱く、治療薬も開発されて人に感染する心配がない病気ですが、病気が進むと容姿や手足が変形することから特別な病気として扱われ、患者は100年近く隔離されてきました。そのため、国民の間に差別と偏見が生まれ、病気が治った患者は今でも故郷に帰れない状態が続いています。私たちに求められているのは、ハンセン病についての歴史を知り、長い間に植え付けられた偏見や差別を一日も早くなくしていくことです。

性的マイノリティの人権

性的マイノリティを理由として、社会の中で偏見の目にさらされたり、職場で昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの人権問題が発生しており、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別をなくしていくことが必要です。

その他の人権問題

産業技術の発達や、高齢化、国際化、情報化が進んでくると人権問題は更に多様化し、増えてくるでしょう。先に挙げた以外の人権問題にも触れてみます。

アイヌの人々の人権

アイヌの人々の歴史や伝統、文化を正しく理解し尊重することが、差別や偏見をなくすことにつながります。

刑を終えて出所した人やその家族の人権

就職や、住居の確保における不当な差別的取扱い、周囲の人の偏見などを取り除くことが問題の解決につながります。

犯罪被害者やその家族の人権

犯罪事件に巻き込まれた本人はもちろん、家族が、マスメディアの過剰な取材や周囲の人たちからの中傷によって受けるプライバシーの侵害、名誉毀損などです。

- 上記以外にも、北朝鮮当局によって拉致された被害者等、ホームレスとなった人々、人身取引、震災等の災害に起因する人権問題がありますが、特に最近はインターネットへの悪質な書き込みによる人権問題などが増えています。

人権問題は当事者にとっては、生きる権利を奪われるという「いのち」と「暮らし」にかかわる大事な問題です。人権の研修は、人権について深く知ること、自分にとって他の人にとってもかけがえのない「いのち」の大切さを知ること、「暮らしの中の人権」を考えることで自分の生き方を見つめなおす機会だといえます。

6 人権を考える一つのキーワードは「差別」です

人権の研修案内をすると、「またですか？」とか「もう分かっているからいいよ」と言う言葉が返ってくることがあります。同和問題への取組が始まった一時期、「押しつけの研修はいやだ」とか「いつも同じような内容の研修で面白くない」という意見が多く聞かれました。「部落差別はいけない」、「差別は早くなくそう」と行政はもちろん、企業や市民団体なども積極的に取り組みましたが、なかなか市民全体の問題にはなりませんでした。

そのひとつの理由として考えられるのは、「差別」のとらえ方や理解が人によって違っていたからではないでしょうか？

『差別』を辞書（広辞苑）で引いてみますと

- ① 区別すること。けじめ。
- ② 差をつけて取りあつかうこと。わけへだて。
正当な理由なく、劣ったものとして不当に扱うこと。
とあります。

①は例えば、柔道の無差別級のように体重の差で試合が行われる場合、商品の差別化という場合などに区別の意味で「差別」という言葉が使われます。これに比べると、②の場合は例えば、男性、女性のような性の違い、人種の違いなどの理由により、生活上の不利益を受けたり、社会から排除されるときなどに使われます。女性差別、人種差別のような使われ方です。

「差別」は、正当な理由もないのに不利益な取り扱いをしたり、除け者にしたりしてその人の存在を否定することです。人権問題を考える一つのキーワードが差別だというのはこのことです。「不当な差別」という言葉も使われます。

「差別をなくそう」という前に、「自分や身近な人に差別はないのだろうか？」「差別とはなんだろう？」「差別はどうして起こるのだろうか？」「差別してはどうしていけないのだろうか？」「差別を受けた人たちはどんな不利益を受ける（た）のだろうか？」など「差別」について十分に理解することが、人権の研修には必要です。

7 これまでの人権研修の取組

北九州市では、昭和40年代後半から50年代にかけて企業や地域、学校などで同和問題に関するさまざまな問題が明るみに出ました。

また、そのころ、全国で「部落地名総鑑」が見つかったこともあり、北九州市では、市を挙げて同和問題（部落差別）解決に向けた取組が始まりました。

その取組の一つが、学校や地域で実施する同和問題に関する研修です。

そして現在では、人権課題の多様化に伴い、人権研修も幅広いものへと変わってきています。

(1) 企業での取組

企業の関係では、職場の中での差別問題の解決と社員の人権意識の向上、特に採用をめぐる就職差別の問題の解決を目指して、昭和52年度から30人以上の事業所に「企業内同和問題研修推進員」（平成9年度から「公正採用選考人権啓発推進員」と名称を変更）を置いて人権の研修が続けられています。

* 就職・結婚差別に利用された「部落地名総鑑」

（詳しくは「私たちと同和問題」12ページ～）

全国の同和地区の所在地や戸数、主な職業などが掲載された図書でこれまで10種類ほどのものが見つかっています。結婚や就職の際の身元調査に利用することを目的として興信所、探偵社の関係者が作成したもので、主に企業関係者に購入されていました。2006（平成18）年になって大阪市内で見つかった、フロppyディスク2種類には同和地区の所在地や世帯数のほか、「被差別部落の調べ方」として7項目の調査方法まで分かるようになっていました。

また、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案は依然として発生しています。

(2) 学校での取組

学校や幼稚園などにおいては、人権意識の高揚と確かな人権感覚を身に付ける人権教育を、学校教育活動全般を通して推進しています。また、人権を大切にする精神と態度を養っていくには、幼児期から始めることが大切です。そのため、幼稚園では、幼児を対象にした人権教育指導資料「あそぼう」、小・中・特別支援学校では、人権教育教材集「新版いのち」などを使って人を大切にする気持ちを養っています。

(3) 地域での取組

様々な地域活動の拠点である市民センターでは、人権市民講座（年2回以上）を実施したり、人権の約束事運動を地域で推進したりするなどして、人権を尊重したまちづくり活動が地域に根付き、「人権文化のまちづくり」の拠点となるような環境づくりに努めています。

第 2 章

人権研修の計画と実施

この章では、人権研修の計画づくりに必要なことは何かを紹介します。

- 1 年間計画
- 2 実施計画

第2章 人権研修の計画と実施

私たちは、誰でも、自らの可能性を最大限に伸ばし、自分らしく幸せに生きたいと願っています。そのためには、他者との関わりの中で、自分の個性や可能性が大切にされ、生きているということが実感でき、そして、自己実現を果たすことのできる、そんな社会づくりが重要です。その社会づくりこそが人権文化のまちづくりです。

社会的身分、門地、人種、信条、性別等によって不当に差別されることなく、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、個性や能力を十分に発揮する機会が保障される人権文化のまちづくりに向けて、さらなる人権研修の計画と実施の積み重ねが求められています。

人権研修の計画に際しては、「お互いの人権を尊重する」という視点を大切にして物事を見つめ直してみてはいかがでしょうか。また、ふだん「当然のことと受け入れてきた事柄」についても、今一度「人権という物差し」をあててみてはいかがでしょうか。

このような視点で、地域・学校・職場等を見つめ直してみると、あらゆる人権問題解決の根っ子は、私たちの毎日の身近な日常生活の中に、たくさん見いだすことができるのではないのでしょうか。

- ☐ いろいろな場面で、相手の気持ちを考えているでしょうか。
- ☐ 家庭や学校、職場で、身近にいる人の良いところを「いくつ」言えますか。
- ☐ 慣習や迷信・世間体、固定観念にとらわれていませんか。
- ☐ 性別、年齢、職業、血液型、人種などに対して、思い込みや偏見がありませんか。
- ☐ 「昔から」とか「みんなが」という理由から、差別に加担したり、差別を見過ごしてしまったりしてはいませんか。

日常生活の中から、「これなら今すぐできる」ことを見つけ、「あらゆる人権課題」と関連づけ、テーマをあれこれ考えることから、計画づくりはスタートします。

人権研修の計画に必要なことを、順を追って考えてみましょう。

1 年間計画

年間計画は、その組織・機関・団体の掲げている固有の目標（活動目標、経営理念、教育理念）を前提として、社会が求める個別の人権問題等を考慮して立てられると思います。

研修計画の立案に、次の2つの留意点を挙げてみます。

(1) 年間目標を決める

人権問題解決への何よりの近道は、人権研修の積み重ね（実績の蓄積）です。

1年間の研修の成果と課題を整理し、次年度の研修計画に活かしていくことの繰り返しが基本的なこととして大切です。

社会から求められている人権課題、地域・職場における課題、併せて参加者の興味・関心を把握し、市の人権行政施策である「人権文化のまちづくり」を参考にして、1年間の具体的な目標を立てることが求められています。

- ④ ◆ 自ら輝き、共に支え合う人権文化の職場づくり
- ◆ 人権文化のまちづくりの輪を地域に広げよう

(2) 実施時期を選ぶ

参加者の勤務状態の違い、多様な行事の開催などを考慮して、開催時期を計画しなければならない難しい面があります。だからこそ、年間計画にきちんと位置づけをしておくことが求められます。

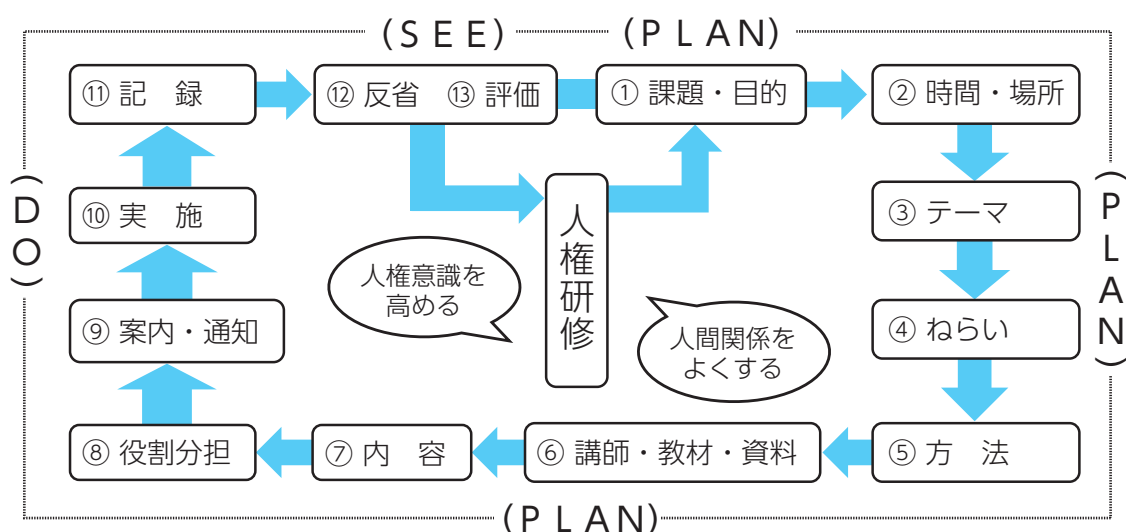
- ① 社会全体が人権を考える時期を選び実施します。国や地方自治体が制作したポスター等を活用した雰囲気づくり・環境づくりによって、参加者の関心が醸成され、研修の効果をあげることができます。
- ② 地域・職場独自に、「人権を考える日（週間）」を決めることも考えてみてはいかがでしょうか。

- ◆ 憲法記念日、こどもの日（5月）
- ◆ 男女共同参画週間（6月）
- ◆ 福岡県同和問題啓発強調月間（7月）
- ◆ 原爆の日、終戦の日（8月）
- ◆ 敬老の日（9月）
- ◆ 人権週間、障害者週間、北朝鮮人権侵害問題啓発週間、世界エイズデー（12月）

2 実施計画

年間計画に基づいて研修の実施日を決めて、計画づくりを始めましょう。ゆとりある早目の計画が、参加者には心の準備の時間を、研修担当者には余裕と安心をもたらします。

下の図は研修の計画づくりから、実施・評価までの流れを示したものです。



(1) 計画づくり (PLAN)

① 課題・目的

その人権研修は、何のために、どのような人を対象に実施するのかを考えます。それぞれの組織の現状と将来、社会の動向を見据えた研修の実施が望まれます。

② 時間・場所

参加者の人数や参加しやすさを考慮して、時間と場所を決めます。研修の内容によっては、視聴覚機材の準備が必要になることも気にかけておきましょう。

③ テーマ

研修で扱うテーマを決定します。研修の参加者はどのような人権課題を身近なことで考えているのか、この機会に学んでほしいことは何かなどを考慮して決めてください。参考として23ページには研修テーマの例を一覧表にしています。

④ ねらい

「課題・目的」や「テーマ」設定の理由を整理したうえで、参加者に何を学んでほ

しいのかを「ねらい」として定めます。研修の方法や内容を決める際にも「研修のねらいは何か」を常に念頭に置くようにします。

(例1) 課題・目的：働くうえでの基本的な人権課題を新入社員10人が学ぶ

テーマ：職場における人権

ねらい：セクハラ、パワハラ、メンタルヘルスケアなどについての基本的な理解を促し、人権に対する意識を常にもって働くことの大切さに気付かせる

(例2) 課題・目的：同じ地域で暮らす小学生の親を対象に研修

テーマ：子どもの人権、親として何ができるかを考える

ねらい：子どもの人権を幅広く理解する契機とする

⑤ 方 法

研修の方法を考えます。

参加者の範囲と人数はどのくらいか、講義を聴くことを中心にした研修か、参加者による話し合いを中心とした研修か、また自分たちの中の誰かが講師を務めるのか、それとも他の人に講師を依頼するのか、「テーマ」や「ねらい」によっても変わってきます。テーマや参加者によっては参加型学習も効果的な方法です。

いろいろな参加型学習の方法

ロールプレイ	日常生活のある場面を設定し、参加者が役割をもって演技します。日常生活の中であまり意識せずに過ごしていたことが明らかになって、お互いの意見を活発にします。人権の学習では、実際に経験したことがない場合でも「差別」や「いじめ」などの場面を設定して役割演技をしたり、その演技をみんなで見ることで問題を理解することができます。
ディベート	あるテーマについて相対する2組が、一定のルールに従って討論を行い、お互いの主張の論理性、実証性を競うものです。テレビでよく見られます。人権の学習では、テーマに対する認識が深まり問題解決への能力が身につきます。
ワールドカフェ	カフェにいるようなリラックスした雰囲気に対話する形式です。1テーブル4人程度で構成し、テーブルごとに対話をするもので、一定時間ごとに、テーブルのメンバーを入れ替え、対話を繰り返し行います。メンバーが入れ替わるため、多様な意見を聞くことができます。

アサーティブ トレーニング	アサーティブネス（相手を傷つけずに自己主張するという考え方と方法論）を磨くために行う方法。自分も相手も共に大切にしようという相互尊重のコミュニケーションの仕方を学びます。人権の学習では、他人の立場に立って考えたり感じたりすることを学びます。
パネル ディスカッション	ある特定のテーマ（課題）について専門的な知識を持っている人、その問題について代表的な意見を持っている人がパネルメンバーとして登壇し、司会者の進行で意見の発表や討議を行い、参加者との意見交換や討議も行う方法で、テレビ討論などでもよく使われています。人権の学習では、人権問題について対立した意見も含めて現状を把握し解決策を考えるとときに利用できます。
フィールドワーク	実際に自分で体を動かして現地に行き、五感を働かせながら歴史的事実や現実から裏に隠されているものをつかみ取る方法です。人権の学習では、人権侵害の現実や、厳しい差別に憤りを感じたり、反対に人のぬくもりを感じたりすることができ、心を動かす効果的な学習が期待できます。
シミュレーション	一定の状況を模擬的に設定し、その中で体験的に行動したり、活動したりする方法です。例えば、障害者の立場を体験するためにアイマスク、車いす体験などがあります。人権の学習では、さまざまな人権問題について具体的な行動を模擬的に体験することで理念でなく、体験として「人権」や「差別」などについて新しい発見ができます。
フィルム フォーラム	研修のテーマやねらいに沿って映画やビデオなどの視聴覚教材を参加者全体で視聴し、そのあと、司会者の司会で討議をします。討議や話し合いの方法は、バズ・セッション、パネルディスカッションなど人数によって考えます。時間が取れないときなど、講師の話と質疑応答で終わることもあります。映画などの視聴覚教材は、感性に訴えたり、参加者の日常生活に結びついた学習に発展させることができるので、人権の学習では取り組みやすい方法です。

⑥ 講師・教材・資料

講師を決めます。外部講師を依頼するならば資料もすべて講師が用意する場合がほとんどでしょう。

人権協では、人権に関するDVDやビデオなどの貸出も行っています。また、北九州市人権推進センターでは「北九州市人権推進センターYouTubeチャンネル」で、これまで制作した人権啓発動画を配信しています。ぜひご活用ください。

○ 北九州市人権推進センターYouTubeチャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UClk9eHw34Iylw4CFzlQybfg>

北九州市人権推進センター教材など貸出利用のご案内

1 貸出対象者

北九州市内に居住の方又は北九州市内の学校若しくは事業所などに通学若しくは通勤する方で、北九州市人権推進センター窓口において視聴覚教材及び図書（以下「教材など」という。）の貸出しを受け、及び返却することができる方

2 貸出手続

- (1)教材などの貸出しは、原則として予約制です。（ただし当センター窓口に直接お越しいただき、その場で教材などを選定された場合は、空き状況を確認の上、貸出しを行っています。）
- (2)貸出しを受けるときに、「視聴覚教材利用申込書」又は「図書利用申込書」に必要事項を記入の上、提出してください。

3 貸出数量及び貸出期間

品 目	数 量	貸 出 期 間
ビデオテープ	5 本以内	14 日以内
D V D		
C D		
図 書	10 冊以内	

4 貸出条件

- (1) 教材などは、貸出期間内に返却してください。
- (2) 教材などを転貸しないでください。
- (3) 教材などを汚損又は棄損しないように使用してください。
- (4) 教材などは、営利を伴う事業に使用しないでください。

5 損害の賠償

教材などの貸出しを受けた方が、教材などを紛失し、又は著しく汚損し、若しくは棄損した場合は、市の認定に基づきその損害を賠償しなければなりません。

6 貸出し及び返却手続を行う時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

7 貸出し及び返却手続を行わない日

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日



8 連絡先・問い合わせ

北九州市人権推進センター人権文化推進課

〒803-0814北九州市小倉北区大手町11-4大手町ビル（ムーブ）8 F

電話：093-562-5010 FAX：093-562-5150

○ 人権協ホームページ「視聴覚教材一覧」

<https://www.kitaq-jinkenkyo.jp/rental/index.html>

北九州市では、市職員等が地域に出向き、市の施策や事業について分かりやすく説明を行うとともに、直接、市民や企業の方からの生の声を聞くため、「福祉・人権」をはじめ様々な分野で出前講演を実施しています。詳しくは、北九州市ホームページ「出前講演のご案内」をご覧ください。

一方、あなた自身が講師を引き受ける場合は教材選びが特に大切です。資料作成もいろいろ工夫してみてください。

同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あっせん事業

福岡県は、県職員研修を始め、国、市町村、企業、地域等で行われる同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発及び研修の推進を図るため、「同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あっせん事業」を実施しております。

講師団講師あっせん事業とは、研修を実施される依頼者の求めに応じて講師をあっせんするものです。

講師団講師は、同和問題をはじめとする人権問題に関する歴史論、実態論、政策・行政論及び社会啓発論の各部門からなり、学識経験者、マスコミ、企業、行政など幅広いジャンルの講師で構成しています。

詳しくは、同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修情報誌「すばる」を御覧ください。

(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/subaru.html>)

⑦ 内 容

研修のねらいを達成できるよう、講師と十分に打合せをして研修内容を決めます。

外部講師に依頼する場合はとにかく講師任せになりがちですが、主催者の意図を理解してもらうことで、より満足のいく研修にしていくことができます。

⑧ 役割分担

研修の実施に向けてしておかなければならないことを確認し、何人かで携わるのであれば準備段階から役割を分担して進めます。講師を招聘する場合の研修会準備チェックリストを25ページに掲載していますので参考にしてください。

従事者が多人数の場合は事前の打合せを行って、互いの役割を確認しておくことも必要になります。その場合も担当者はできる限り全体への目配りを心がけるようにしましょう。

(2) 実施（D O）

⑨ 案内・通知

参加の対象となった人に、時間や場所の案内・通知をします。社内報や広報紙など誰もが目にするところにも案内記事を掲載してもらいましょう。

通知の中で、研修内容の概略、例えばテーマについての短い説明や講師の紹介、映画のあらすじなどがあれば、参加者の気持ちも研修モードに入っていきやすくなり、研修の効果も上がります。

⑩ 実施

準備に不足はないか、チェックリスト（25ページ）で確認しておきましょう。

当日は時間厳守で臨みます。定刻に始まらないと参加者に無駄な時間を過ごさせ、定刻に終わらないと参加者の時間を勝手に奪うことになり、どんなに内容がよくても研修全体に悪い印象を残しますので注意が必要です。

(3) 評価（S E E）

⑪ 記録

人権研修は継続が重要です。記録は研修を継続して行ううえでの基礎となるものです。研修内容と研修会運営のどちらの記録も欠かせません。また、参加者の理解度と意見・要望を把握するうえでは参加者へのアンケートが役に立ちます。率直な意見が出やすいよう、筆記のための時間の確保や質問内容にも配慮しましょう。

⑫⑬ 反省・評価

記録を基に、今回の研修成果と課題を整理して、次回研修のテーマ・参加者・進め方・会場等の検討に生かしましょう。

研修のテーマ〔例〕

目標を立て、参加者の知識や研修歴、今までの研修実績などを考慮してテーマを決めますが、参考までにいくつかのテーマ〔例〕を挙げてみます。

なお、テーマはタイトルだけにしています。実際にテーマを示す場合には、研修の参加者に合わせてやわらかい表現にしてください。

また、特に「こうすればよかった」と自分なりに気がついたことや他の参加者の意見は記録しておき、次回に必ず生かすようにしましょう。アンケートの結果についても同様です。

テーマ〔例〕	主な内容
女性の人権	・男女共同参画社会、男女の雇用機会均等 ・ハラスメント、性犯罪・性暴力、DVの問題など
子どもの人権	・こども基本法、こどもの権利条約 ・虐待、学校でのいじめや体罰、性被害（児童買春、児童ポルノ）の問題など
高齢者の人権	・高齢者の生きがい、雇用確保、認知症と成年後見制度 ・家庭や施設における虐待や養護者への支援の問題など
障害のある人の人権	・ユニバーサル社会、障害者の雇用、合理的配慮の提供 ・施設等における虐待や不当な差別的取り扱いの問題など
同和問題（部落差別）	・同和問題（部落差別）をめぐる現状と正しい理解 ・インターネット等による差別的行為と人権侵害、えせ同和行為の問題など
外国人の人権	・多文化共生のまちづくり、外国人の生活習慣等への理解・尊重 ・外国人への偏見や差別、ヘイトスピーチの問題など
感染症に関する人権問題	・感染症に対する正しい知識と理解 ・日常生活、職場や医療現場での偏見や差別の問題など
ハンセン病をめぐる人権問題	・ハンセン病に対する正しい知識と理解、ハンセン病元患者の社会復帰 ・ハンセン病患者、元患者やその家族への偏見や差別の問題など
インターネット上の人権侵害	・スマートフォンやSNSの安全・安心な利用 ・誹謗中傷、違法ダウンロード、プライバシーの侵害問題など
性的マイノリティの人権	・性の多様性への理解 ・不当な偏見や差別、アウティングの問題など
職場における人権	・ワークライフバランス、メンタルヘルスケア ・パワハラ、セクハラ、マタハラなどのハラスメントの問題など
その他、アイヌの人々、刑を終えて出所した人やその家族、犯罪被害者やその家族、ホームレスの人々等に対する偏見や差別、北朝鮮当局によって拉致された被害者等、人身取引、震災等の災害に起因する人権問題などがテーマとなるでしょう。	

ワールドカフェの進め方の例

18ページの表にある「ワールドカフェ」の進め方の一例を紹介します。

まず4人程度ごとにグループを作り、テーブルの上に模造紙と人数分のマーカーを配布します。

司会役は「1回目のワールドカフェを始めます。時間は8分です。まず〇〇〇〇(その日のテーマなど)について自分の意見を模造紙に書いてください。書き終わったら紙に書かれた意見について、感想や意見を交換してください。では始めてください。」とアナウンスして時間を計測します。

(8分が経過したら) 司会役は「1回目終了です。ここでグループのメンバーを変えます。隣の人とジャンケンをして、勝った(または、負けた)人はそのまま残り、負けた(または勝った)人は隣のグループの席へ移動してください。」とアナウンスし、座席の移動が終わったことを確認してから、「2回目を始めます。時間は8分です。1回目と同じように〇〇〇〇について自分の意見を模造紙に書いてください。では始めてください。」とアナウンスして時間を計測します。

(8分が経過したら) 司会役は「2回目終了です。では、模造紙を壁に貼ってください。」

(壁に模造紙が貼られた後)「では皆さん、「いいね」と思った意見に付箋を貼ってください。」とアナウンスし、各自の付箋貼りが終わって自席に戻ったのを確認して、多くの付箋が貼られた意見や付箋が無くても注目に値すると思った意見を紹介し、まとめを行います。



視聴覚教材を利用する場合は、ただ見るだけでなく、研修の中でその教材をどのように活用していくかが大切です。この冊子の第3章では視聴覚教材を使っている研修プログラムも紹介していますので、ぜひ、参考にしてください。

講師を招聘する場合の研修会準備チェックリスト

チェック項目	
1 開催運営	
☐	参加者数の見込み
☐	役割分担（司会進行、主催者あいさつ、講師応接、受付、記録、音響・照明）
☐	予定時間（開場・受付開始・講師到着・開講…等）
☐	受付（だれが・どこで・いつから・どうやって・いつまで・表示）
☐	当日資料の配付物（何を、何人分）・配付方法（いつ、どうやって）
☐	参加者用名札
☐	手話通訳・要約筆記
☐	記録者（筆記・撮影・録音）
☐	アンケートの回収
☐	当日の問い合わせへの対応
2 会場	
☐	会場の確保（利用時間、予約、利用料）
☐	鍵の受取・返却、開錠・施錠
☐	会場案内表示
☐	会場レイアウト
☐	設備・機材の確認（机・いす、演台、マイク・音響機器、電源）
☐	照明・空調（冷暖房）
☐	利用料の支払
3 講師（助言者ほか登壇者）	
☐	会場到着予定時刻
☐	当日打合せの要否
☐	会場の下見や機材のテストの要否
☐	駐車場の確保
☐	講師控え室の確保
☐	演台での飲料水・おしぼり
☐	講師謝礼金・領収書（いくら、誰が・どこに用意、いつ・どこで・誰が渡すか）
☐	講師紹介の内容
4 備品・教材	
☐	必要な機材の確認（ホワイトボード・マーカー、パソコン・プロジェクター・スクリーン、テレビ、DVD プレーヤー、CD プレーヤー、電源コード、DVD、CD、USB メモリー等）
☐	借り出し・返却（どこから、誰が、いつ）

参 考

北九州市が目指す人権を尊重したまちづくり

北九州市人権行政指針（平成17年11月策定。平成29年10月及び令和2年10月に改訂）には、「人権文化のまちづくり」に向けて、次の様に地域の役割が示されています。

地域には、住民が相互に協力し合いながら、誰もが暮らしやすい地域コミュニティを育むという役割があります。このため、まちづくりの重要な担い手である町内会・自治会等の地域団体と地域の一員である医療機関、福祉施設をはじめとした事業所、企業、市民活動団体等が連携、協働するネットワークを形成しながら、人権を尊重したまちづくり活動に取り組むことが必要です。

※市民活動団体とは、NPO（民間非営利組織）、ボランティア団体、様々な人権課題の当事者の団体等のことを示しています。



まちづくりの主役である市民と北九州市が力を合わせて、お互いの人権を尊重し合うことが私たちの日常生活の中に文化として定着することを目指す「人権文化のまちづくり」を進めていくための理念や基本的な視点、施策の方向性を示したもので、2005（平成17）に策定されました。

その後、社会状況等の変化に対応するため、2017（平成29）年に第1次、2020（令和2）年に第2次改訂が行われ、現在に至っています。

北九州市自治基本条例（平成22年10月1日施行）には、基本理念に基づくまちづくりの推進は人が大切にされるまち（すべての市民が年齢、性別、障害の有無、国籍、社会的身分又は門地等にかかわらず人として尊重されるまちをいう）を実現することを旨として行われなければならないとされています。

基本理念・・・自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決定していく。

市民の権利・・・人として等しく尊重され、幸福な生活を追求する権利を有する。

市民の責務・・・自治の主体であることを自覚し、互いの人権を尊重する。

参 考

SDGs と人権

2015（平成27）年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

持続可能な開発目標(SDGs：Sustainable Development Goals) は、このアジェンダの中で示された2030（令和12）年までの世界共通の開発目標です。17のゴール（目標）の下に具体的な169のターゲット（達成基準）から構成され、「誰一人取り残さない」ことをスローガンに、開発途上国のみならず、先進国も取り組むものとされています。

このアジェンダは、前文の中で、「これらの目標とターゲットはすべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワメントを達成することを目指す」とし、さらに、宣言の中で、「我々は、世界人権宣言及びその他の人権に関する国際文書並びに国際法の重要性を確認する。我々は、すべての国が国連憲章に則り、人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治若しくは信条、国籍若しくは社会的出自、貧富、出生、障害等の違いに関係なく、すべての人の人権と基本的な自由の尊重、保護及び保護責任を有することを強調する。」としており、SDGsが、すべての人の人権が尊重され、守られる社会を目指していることを明らかにしています。

国は、自治体によるSDGsの達成に向けた優れた取組を提案する都市・地域を、「SDGs未来都市」、そのうち、特に先導的な取組については、「自治体SDGsモデル事業」として選定しています。

2018（平成30）年6月、北九州市は「SDGs未来都市」、「自治体SDGsモデル事業」に選定されました。これを受け、2018（平成30）年8月に「北九州市SDGs未来都市計画（2018～2020）」、続いて2021（令和3）年3月に「北九州市SDGs未来都市計画（2021～2023）」を策定し、SDGsに取り組むことで「『真の豊かさ』にあふれ、世界に貢献し、信頼される『グリーン成長都市』」を目指すこととしています。



性的マイノリティの人権

2023（令和5）年6月23日に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（いわゆるLGBT理解増進法）が公布・施行されました。

この法律は、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性」に関する国や自治体の取組の基本理念やその役割、基本計画の策定など多様性に寛容な社会の実現を目指すものです。

性的マイノリティの総称として、LGBT、LGBTs、LGBTQ、LGBTQ+など様々な言葉が使われていますが、国連の諸機関では、LGBTではなく、「SOGI（ソジ）」（性的指向を指す**S**exual **O**rientation、性自認を指す**G**ender **I**den**t**ityの頭文字）という表現が使われています。

ここでいう「性的指向」とは「どういった人を好きになるか」、「性自認」とは「自分の性別を自分でどう思うか」を意味します。

LGBTのうち、性的指向を表すL（Lesbian）は同性を好きになる女性、G（Gay）は同性を好きになる男性、B（Bisexual）は同性を好きになることもあれば異性を好きになることもある人を指します。T（Transgender）は、身体と心の性が一致していないため身体の性に違和感を持ったり、心の性と一致する性別で生きたいと望む人を指します。ただし、性的マイノリティを表す言葉は、LGBTだけではありません。

日本における性的マイノリティの人たちの割合は、電通グループ「LGBTQ+調査2023」では9.7%（10人に1人）です。また、調査機関により調査方法や調査人数が異なるため、調査結果も異なります。

性的マイノリティであることを理由として、社会の中で偏見の目にさらされたり、職場で昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの人権問題が発生しており、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別をなくしていくことが必要です。

第 3 章

人権研修のプログラム（例）

この章では、DVD・YouTube動画などの視聴覚教材や人権啓発冊子を使った研修プログラム（例）を紹介しています。

研修の対象や時間、会場などを考慮の上、効果の上がるプログラム作成に活用してください。

- 1 人権啓発 DVD を活用したプログラム
- 2 人権推進センター YouTube チャンネルを活用したプログラム
- 3 人権研修・啓発冊子を活用したプログラム

人権啓発映画『光射す空へ』を活用したプログラム (例)

テーマ

- 1 正しい知識と理解
- 2 多様性の受容と尊重

ねらい

- 1 「若年性認知症」「同和問題（部落差別）」「性的マイノリティ」について正しく知り、理解を深める。
- 2 多様性を尊重し、誰もが自分らしく生きていける社会にするために何ができるか。

時間配分は、全体の予定時間に合わせて調整してください。

学習プログラム(90分) ワークシート(A)(B)を活用し、3つの人権課題全てを学習する。

学習の流れ	時間 (90分)	方 法	教 材
オリエンテーション	6分	1 講師の導入の言葉 2 4～6人のグループを作る。(余裕があれば自己紹介) 3 積極的に参加すること、他人の意見を傾聴し、尊重すること、学習の中で出た意見はこの場のみにすること(守秘)を確認する。	記録用紙 筆記具
映画本編上映	32分	「光射す空へ」本編を視聴する。	人権啓発映画 「光射す空へ」DVD
ワークシート(A) の記入	6分	各自、ワークシート(A)の質問に答える形で記入する。(※各解答は解説編上映時に確認)	ワークシート(A)
話し合い	18分	1 ワークシート(A)の質問を導入にして、3つの人権課題について話し合う。 2 「若年性認知症」「同和問題(部落差別)」「性的マイノリティ」それぞれの人権課題について映画を視聴した感想を語り合う。 3 今までの認識や理解を振り返り、視聴後にどう変わったかなどを語り合う。	ワークシート(A) ホワイトボード
映画解説編上映	15分	3つの人権課題についての解説編を視聴する。	人権啓発映画 「光射す空へ」DVD
ワークシート(B) の記入	8分	ワークシート(B)に各自記入する。	ワークシート(B)
講師によるまとめ	5分	学習ポイントを中心に解説し、まとめとする。	指導者用手引き

※個別の人権課題を学習する場合、オリエンテーション5分、ワークシート(A)記入4分、話し合い6分、解説上映5分、ワークシート(B)記入4分、まとめ4分とするなど、60分で学習することもできます。

学習プログラム(60分) ワークシート(B)のみを活用し、個別の人権課題を学習する。

学習の流れ	時間 (60分)	方 法	教 材
オリエンテーション	5分	1 講師の導入の言葉 2 4～6人のグループを作る。(余裕があれば自己紹介) 3 積極的に参加すること、他人の意見を傾聴し、尊重すること、学習の中で出た意見はこの場のみに行うこと(守秘)を確認する。	記録用紙 筆記具
映画本編上映	32分	「光射す空へ」本編を視聴する。	人権啓発映画 「光射す空へ」DVD
ワークシート(B)の記入	4分	ワークシート(B)のうち、学習する人権課題の質問に各自記入する。	ワークシート(B)
話し合い	10分	1 ワークシート(B)の質問を導入にして、学習する人権課題について話し合う。 2 「若年性認知症」「同和問題(部落差別)」「性的マイノリティ」のうち、学習する人権課題について映画を視聴しての感想を語り合う。 3 今までの認識や理解を振り返り、視聴後にどう変わったかなどを語り合う。	ワークシート(B) ホワイトボード
映画解説編上映	5分	選択した人権課題についての解説編を視聴する。	人権啓発映画 「光射す空へ」DVD
講師によるまとめ	4分	学習ポイントを中心に解説し、まとめとする。	指導者用引き

ワークシート①

Q. 次の口に入る答を考えてみてください。

■若年性認知症について

- ①若年性認知症とは、 歳未満で発症する認知症の総称である。
 ②発症年齢の平均はほぼ 歳未満である。

■同和問題について

- ①内閣府が平成24年に実施した人権擁護に関する世論調査では、「同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？」という問いかけに37%を超える人が「 問題で周囲の反対を受けること」と答えている。
 ②同じ調査で %以上の人が「就職・職場で不利な扱いを受けること」と答えている。

■LGBTについて

- ①LGBTの
 Lとは、Gとは、
 Bとは、Tとはの頭文字である。
 ②LGBTの人は人口の約%くらい存在すると言われている。

ワークシート②

Q1. この映画に出てきた3つの人権課題について、もし、自分が下記の立場なら、何を考え、どうすると思いますか。

■もし、自分や身近な人が若年性認知症だと診断されたら

■もし、自分や身近な人が同和地区出身者だとしたら

■もし、自分や身近な人が性的マイノリティだとしたら

Q2. 映画を視聴し、気づいたこと、感じたこと、印象に残ったことなどを、自由に記述してください。

「同和地区」とは、同和問題（部落差別）の解決のための対策事業を行っていた地域のことを示しています。

人権啓発映画『秋桜の咲く日』を活用したプログラム(例)

テーマ 「違いを認め合い、活かすために」

ねらい

映画のテーマ『違いを理解し、受け入れる』について、映画のシーンを通して考える。そこから、多様性を活かした社会作りのために自分に何ができるのかを考える。

映画の学習のポイント

- ① 変わっている人は、困った人？
- ② 「人の気持ちがわかる」って？
- ③ もし「困った人」があなたの身近にいたら
- ④ 「普通」ってどういうこと？
- ⑤ 違いを認め合い、活かす社会へ

学習の流れ	時間 (90分)	方 法	教 材
オリエンテーション	8分	1 4～6人のグループを作る。自己紹介。 2 ねらいと学習の流れを確認し、司会・記録・発表の役割分担を行う。 3 積極的に参加すること、他人の意見を傾聴し、尊重すること、学習の中で出た意見はこの場のみにすること(守秘)を確認する。	記録用紙 筆記具
人権啓発映画上映	34分	映画を視聴する。	人権啓発映画 「秋桜の咲く日」DVD
ワークシートの記入	8分	各自で記入する。	ワークシート①
話し合い	15分	記入したワークシートを参考に話し合う。 1 ちひろの考え方はどう変わりましたか。また、それはなぜだと思いますか。 2 あなたの学校や職場に直也や乾のような人が入って来たら、どのように行動しますか？ 3 映画を見ての感想や映画内容についての気づきを意見交換する。また、日常生活での自分を振り返り、体験を語り合う。	ワークシート① 1 質問1・2 2 質問3 3 質問4 ※ワークシート②も利用可能
グループ発表	20分	グループ発表。それぞれ5分程度で発表する。講師はキーワードをホワイトボードに書き込んでいく。	ホワイトボード
講師からまとめ	5分	・「違い」には「目に見える違い」と、「目に見えにくい違い」があること。 ・自分が『普通』『常識』と思っていることも、すべての人に共通するわけではないこと。 ・「目に見えにくい違い」は周囲からはわかりにくいので、理解やサポートが得られず、誤解や偏見から差別につながることもあること。 ・「違い」を理解し、配慮することで、多様性のある社会を実現することができること。 これらを確認し、まとめとする。	指導者用引き

ワークシート①

～違いを認め合い、活かすために～

- 1 物語の前半と後半で、直也に対するちひろの考え方が変わりました。
どのように変わったと思いますか？

前半

前半



- 2 ちひろの考え方が変わったのはなぜだと思いますか？

- 3 あなたの学校や職場に直也や乾のような人が入ってきたら、どのように行動しますか？

- 4 映画を見て感じたこと、気づいたことを自由に記述してください。

ワークシート②

～違いを認め合い、活かすために～

質問

この作品の内容に関する以下の事柄について、「そう思う」場合は「○」、「そう思わない」場合は「×」、わからない場合は「△」をつけて、自分の思いを確認してみましょう。

- () ちひろが直也にいら立つ気持ちがわかる
- () 自分も直也のようなところがある
- () 地域や職場で、乾のような孤立感を感じたことがある
- () 直也の母親や父親の気持ちがわかる
- () 「常識的には」「普通は」という言葉が気になる
- () 気難しい人には近づかないようにしている
- () 職場に直也や乾のようなタイプの人がいたら困る
- () 自分は周りの人と十分にコミュニケーションを取れている
- () 障害のある人と、どう接していいかわからない
- () 自分が他の人と「違う」ところをいくつか挙げられる

映画を見て感じたこと、気づいたことを自由に記述してください。

CD教材・YouTube 動画『明日への伝言板』を使っのプログラム (例)

テーマ 世の中にはいろいろな人権問題があることを知る

ねらい

毎年11月から翌年2月まで放送されているラジオ番組「明日への伝言板」のCD・人権推進センターYouTube動画を視聴して、世の中には、私たちが気づかないところにもさまざまな人権問題があることを知り、その解消に努める心を養う。

進め方	時間	方法	教材・資料	備考
1 主催者のあいさつ (研修の趣旨など)	2分	あいさつ		
2 研修のテーマ・ねらいを説明する (上記研修の趣旨を参照して)	3分	オリエンテーション (研修の方向づけ)	『明日への伝言板』 のCD教材又は人 権推進センター YouTubeチャン ネルから2～3話	ポイント をメモす る。
3 あらかじめ選んでおいた2～3話 をCD又はYouTube動画で流す	15分	CD又はYouTube チャンネル動画を 視聴する。		
4 聞いた内容について意見や感想を 出し、話し合う	23分	参加者が多い場合に は7～8人のグルー プに分けて聴く。		
5 意見・感想をまとめて、発表する	10分	参加者の中から2 ～3人でもよい。		
6 まとめの話をする	5分	講師又は指導者		
7 おわりのあいさつ	2分	あいさつ		

*『明日への伝言板』CD教材とシナリオ集

「明日への伝言板」は、子どもたちの詩や作文、日常生活のさまざまな話題を2人のナレーターが紹介して、人権の大切さをみんなで一緒に考えていく番組です。放送済み音源を収録したCD教材とシナリオ集も制作しています。研修時間があまりとれないときは、CDを流すだけでも有効に活用できます。シナリオの内容をイラスト化した紙芝居DVDも制作しています。



*北九州市人権推進センターYouTubeチャンネル

「明日への伝言板」の放送済み音源や紙芝居動画、これまで制作した人権啓発動画や人権啓発CMを配信しています。

<https://www.youtube.com/channel/UClk9eHw34lylw4CFzlQybgg>

*「明日への伝言板」ホームページ

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/page/asu-dengonban/>

『私たちと同和問題』を使っのプログラム(例)

学習の
ポイント

- 1 同和問題（部落差別）に対する正しい知識を持ち、物事を合理的に判断する精神を身につけること。
- 2 知識を身につける学習に偏ることなく、「共感を得る、人権を自分自身のこととして考える」工夫が重要。

進め方	時間	方法	教材・資料	備考
1 主催者のあいさつ (研修の趣旨など)	2分	あいさつ		※『私たちと同和問題』の講義の前に同和問題についてのアンケート結果(同冊子P63～72を参照)を見て自分の意識を確かめてもよい。 ※同和問題(部落差別)をとりあげた映画(DVD)を併用してもよい(人権ライブラリーから貸出)
2 研修のテーマ・ねらいを説明する (上記研修の趣旨を参照して)	3分	オリエンテーション (研修の方向づけ)		
3 同和問題について話を聞く ・同和問題とはどんな問題か。 ・同和問題はどんな経過をたどってきたのか。 ・いま同和問題はどうなっているのか。 ・同和問題解決に向けて何が必要か。	60分 ～ 80分	講話	『私たちと同和問題』 『人権問題に関する市民意識調査一 報告書』	
4 講義に対する質疑・意見	23分 ～ 33分	質疑と意見 交換		
5 おわりのあいさつ	2分	あいさつ		

『私たちと同和問題』

1987(昭和62)年初版発行。2022(令和4)年改訂第7版発行。第1章：同和問題（部落差別）とは、第2章：部落差別の歴史と同和問題（部落差別）解決への歩み、第3章：同和問題（部落差別）の解決に向けて～人権文化のまちづくり～、第4章：世界の潮流と日本国内における主な人権課題、からなっています。巻末に参考資料として、年表・法令・市民意識調査等が添えられています。

人権協事務局（人権推進センター人権文化推進課）で、人権協会価格1冊120円、一般価格150円で販売しています。



人権研修入門資料『モモマルくんと考えよう』を使ってのプログラム（例）

学習の
ポイント

自分の周囲にある差別に気づき、自分自身のこととして考え、正しい知識を得て行動できる心を養う。

進め方	時間	方法	教材・資料	備考
1 主催者のあいさつ (研修の趣旨など)	2分	あいさつ		人権推進センターYouTubeチャンネル配信動画と併用してもよい
2 研修のテーマ・ねらいを説明する (上記研修の趣旨を参照して)	3分	オリエンテーション (研修の方向づけ)		
3 冊子1～18ページを読んで次の点について意見・感想を話し合う（進行役は巻末の解説を見ないようにアナウンスする） ・ どの場面が差別にあたるのか。 ・ なぜ差別と思うのか。 ・ 自分がその場に居合わせたらどのように対応すべきか	30分	読む・話し合う 進行役は、ホワイトボードに出された意見を記録する	『モモマルくんと考えよう！』～差別における7つの立場って？～	
4 解説（P19～20）を参照しながらまとめを行う	10分	まとめ		
5 おわりのあいさつ	2分	あいさつ		

モモマルくんと考えよう！（第1巻～第8巻）

「モモマルくんと考えよう！」は「地域や職場での人権研修入門用」として制作した冊子で、これまで8巻発行し、幅広い年齢層に活用していただいています。

第1巻は「差別における7つの立場」、第2～第3巻は「同和問題（部落差別）」、第4～第6巻は「LGBT（性的マイノリティ）」、第7巻は「ヤングケアラー」、第8巻は「インターネットやSNSにおける書き込み」をテーマに制作しており、各巻巻末に解説ページを付けています。

人権協事務局（人権文化推進課）で無料配布しています。（送料は、自己負担）



参 考

1

教材・資料の紹介

(1)視聴覚教材

ア

DVD



『秋桜の咲く日』

(カラー34分) 字幕・副音声版あり 平成25年度
人権啓発資料法務大臣表彰優秀賞・2014年教育映像祭優秀作品賞・
映文連アワード2014文部科学大臣賞・文部科学省選定

テーマ	「目に見えにくい違い」(発達障害など) 「違い」を認め合い、活かしあう社会
対象	青少年、成人

内容

人権が尊重される社会とは、それぞれの「違い」を認め、活かすことのできる社会—

主任介護士の大谷ちひろ、アスペルガー症候群で悩む新人介護士の中嶋直也、
気難しい入居者の乾一成との関わりを通して「違い」が生み出すプラスのエネルギーや、「共に生きることの喜び」を伝える作品。



『光射す空へ』

(カラー本編32分、解説編14分) 字幕・副音声版あり 平成27年度
人権啓発資料法務大臣表彰優秀賞・文部科学省選定

テーマ	誰もが尊重され自分らしく生きていける社会へ
対象	青少年、成人

内容

大学生の朝陽の父は、若年性認知症と診断され会社を休職。朝陽は記憶や理解力を失っていく父に苛立ちを隠せない。何でも話せる幼馴染の颯太だけが心の支えだが、颯太もまたトランスジェンダーであることで生きづらさを感じていた。新学期がはじまり、大学の同級生・優海と共同で「同和問題」についてのレポートを書くことになった朝陽は、田中時恵という女性から差別体験を聞き、噂や偏見に惑わされずに自分自身で正しく知ること、人と向き合うことの大切さを学ぶ。大学生たちの悩みと学びを通して、「正しい知識と理解」「多様性の受容と尊重」の大切さを描いた作品。



モモマルくんと考えよう！ ～差別における7つの立場って？～

(カラー本編10分・解説編4分) 字幕あり 平成29年度
平成30年度人権啓発資料法務大臣表彰映像作品部門優秀賞

テーマ	差別における7つの立場
対象	成人一般、企業、青少年

内容

私たちの周りには、様々な差別が存在します。いずれも、私たちにとって決して無関係なことではありません。本DVDは、差別をとりまく立場を7つに分類し、モモマルくんたちの姿を借りて、各々の立場を表現しています。人権研修入門資料「モモマルくんと考えよう」(第1巻)をアニメ動画化しました。



モモマルくんと考えよう！ 2 ～知りたくない、聞きたくないと思ってる？～

(カラー本編9分・解説編6分) 字幕あり 令和2年度

テーマ	同和問題(部落差別)
対象	成人一般、青少年、企業

内容

『寝た子を起こすな』という言葉聞いたことがありますか？文字通り、『寝ている子どもをわざわざ起こして泣かせることはない』という意味ですが、転じて、「知らない人にわざわざ教える必要はない」「そっとしておけば自然に解決する」という意味でつかわれることが多く、特に、同和問題(部落差別)を考える際に多くの人が一度は思い至ることだといわれています。

「知らないままでいたら差別することもない」「勉強や研修をしなければ、知らない人が増えて、差別はいつかなくなるだろう」などです。

この考え方をどう思いますか？本当に、『知らない』ままでいてもいいのでしょうか？人権研修入門資料「モモマルくんと考えよう! 2」をアニメ動画化しました。



モモマルくんと考えよう！ 3 ～仲間はずれのない未来のために～

(カラー本編 9分・解説編 5分) 字幕あり 令和3年度

テーマ	同和問題（部落差別）
対 象	成人一般、青少年、企業

内 容

同和問題（部落差別）とは、特定の地域の出身であることを理由に、結婚や就職などにおいて不利な扱いや差別的言動を受けるという、日本固有の最大で深刻な人権問題であり、国民全体で解決すべき課題です。

モモマルくんが前作で出会った“仲間はずれ”の歴史について、“森の図書館”で学習するシーンから始まります。

この“仲間はずれ”の歴史は、日本社会における「同和問題（部落差別）」を意識して描いています。同和問題（部落差別）が、なぜ、今日まで解決されずに残っているのか、また、私たちはその解決に向けてどうすべきなのかを、モモマルくんと一緒に考えてみてください。人権研修入門資料「モモマルくんと考えよう！ 3」をアニメ動画化しました。



モモマルくんと考えよう！ ～「らしさ」ってなんだろう？～

(カラー本編 11分・解説編 5分) 字幕あり 令和元年度

テーマ	LGBT
対 象	成人一般、企業、青少年

内 容

みなさんは性的マイノリティ（性的少数者）を表すLGBTという言葉を知っていますか？本DVDでは、モモマルくんがLGBTの当事者と初めて出会い戸惑いながらも“らしさ”について考え始める物語です。人権研修入門資料「モモマルくんと考えよう！ 4」をアニメ動画化しました。



モモマルくんと考えよう！ ～そのまのキミが好き～

(カラー本編 11分・解説編 8分) 字幕あり 令和2年度

テーマ	LGBT
対 象	成人一般、企業、青少年

内 容

LGBTについて話をするとき、よく耳にする言葉「カミングアウト」。本DVDは、LGBT当事者であるオオカミくんが本当の自分について森の仲間たちに「カミングアウト」するまでの物語です。人権研修入門資料「モモマルくんと考えよう！ 5」をアニメ動画化しました。



モモマルくんと考えよう！ LGBT 編 3 ～どんなじぶんも好きでいられるように～

(カラー本編 9 分・解説編 5 分) 字幕あり 令和 3 年度

テーマ	LGBT
対 象	成人一般、青少年、企業

内 容

本当に自分らしく生きるためには、自分を知る周りのみんなが「本当の自分」を「受け入れてくれている」という状況が必要です。
今回オオカミちゃんが本当の自分を受け入れてほしい相手は、お父さん。いちばん手ごわい相手かもしれません。
けれど日常生活を送る「家族」という居場所は、もっとも本当の自分でいたい場所です。
本当に自分らしく生き、自由に夢を語れる居場所があるということ。それはオオカミちゃんだけでなく、みんなの願いです。



モモマルくんとハーモニー ♪

(カラー本編 6 分) 字幕・副音声版あり 平成 26 年度

テーマ	友だちを気遣う心、チームワークの大切さ
対 象	幼児以上、成人一般

内 容

いつもと違って元気のないプチボザウルス。そんなプチボの様子を見たモモマルくんはプチボに声をかけます。元気の出ない理由を語るプチボ。モモマルくんは、プチボに元気を出してもらうため、2 人の友だち、じーもも誘って、森の妖精もりおんを訪ねます。温かく 3 人を迎えてくれるもりおん。そしてもりおんは 3 人をハンドベル部のみんなの元へ案内します。美しいハンドベルの音色に耳を傾ける 3 人。そこでプチボが気づいたこととは…？ 小さなお子さんから、大人まで、この映画を見た後はきっと自然と笑顔になれます。北九州市のキャラクターと折尾愛真高等学校ハンドベル部のみんなが協力し、作られた映画です。





モモマルくんとかくれんぼ

(カラー全編6分) 字幕あり 令和4年度

テーマ	友達の大切さ、違いを認めること、助け合う気持ち
対 象	幼児以上、成人

内 容

物語は森の中。モモマルくんは、森の仲間たちと楽しくかくれんぼをしています。ところが、ある行動が原因で友だちとケンカをしてしまいます。果たして、モモマルくんは、仲間たちと仲直りができるのでしょうか。このDVDを通して、友だちの大切さ、違いを認めること、助け合う気持ちなど、「人権」の第一歩について、モモマルくんと一緒に考えてみましょう。紙芝居「モモマルくんとかくれんぼ」をアニメ動画化しました。



「明日への伝言板」紙芝居 DVD

令和5年度人権啓発資料法務大臣表彰映像作品部門優秀賞（令和4年度作品）

テーマ	人権全般
対 象	成人一般、企業、青少年

内 容

ラジオ放送したシナリオを紙芝居風に映像化したものです。平成25年度から、毎年2作の動画を収録したDVDを制作しています。

イ CD

人権を考える5分間のラジオ番組『明日への伝言板』（CD教材とシナリオ集）



「明日への伝言板」は、北九州市が制作している5分間の人権啓発ラジオ番組です。子どもの詩や作文のほか、日常生活のさまざまな話題から、人権の大切さをみんなと一緒に考えていく番組です。平成2年から始まった“超ロングラン番組”で、2人のナレーターが、一話一話、心をこめて語りかけます。この「明日への伝言板」を教材として利用していただくために、放送済み音源を収録したCD教材とシナリオ集も制作しています。

(2)人権啓発冊子・資料

啓発冊子（A4 判）

『私たちと同和問題』



1987 (昭和62) 年初版発行。2022 (令和4) 年改訂第7版発行。第1章：同和問題（部落差別）とは、第2章：部落差別の歴史と同和問題（部落差別）解決への歩み、第3章：同和問題（部落差別）の解決に向けて～人権文化のまちづくり～、第4章：世界の潮流と日本国内における主な人権課題、からなっています。巻末に参考資料として、年表・法令・市民意識調査等が添えられています。

人権協事務局（人権推進センター人権文化推進課）で、人権協会員価格1冊120円、一般価格150円で販売しています。

『北九州市人権行政指針』



2005 (平成17) 年11月、北九州市では「人権の世紀」といわれる21世紀の社会づくりのために、「北九州市人権行政指針」を策定いたしました。

この指針は、「人権文化のまちづくり」をキーワードとして、お互いの人権を尊重し合うことが、私たちの日常生活の中に文化として定着することを目指すものであり、その実現のために必要な考え方や施策の方向性を定めた「人権行政のビジョン」となるものです。

2017 (平成29) 年に第1次改訂、2020 (令和2) 年に第2次改訂を行っています。

『人権問題に関する市民意識調査 報告書 (第10次)』



お互いの人権を尊重し合うことが、私たちの日常生活の中に文化として定着することを目指す「人権文化のまちづくり」は、行政だけで実現できるものではなく、市民の主体的な行動や取り組みと連携してこそ実現できるものです。そのため、北九州市が市民の人権に関する意識を把握し、今後の人権行政を一層推進していく上での資料とするために、令和2年8月に実施した「人権問題に関する市民意識調査」の調査結果をまとめたものです。

北九州市のホームページでも公開されています。

(<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/18000074.html>)

【人権研修入門資料】



『モモマルくんと考えよう！ ～差別における7つの立場って？～』

私たちの周りには、様々な差別が存在します。いずれも、私たちにとって決して無関係なことではありません。本冊子は差別をとりまく立場を7つに分類し、モモマルくんたちの姿を借りて、各々の立場を表現しています。

モモマルくんや他の登場人物の気持ちを意識しながら読んでいただき、誰もが暮らしやすい差別のない社会をつくっていくために、何が大切なのかを考えてみましょう。



『モモマルくんと考えよう！ 2 ～知りたくない、聞きたくないと思ってる？～』

「寝た子を起こすな」という言葉を聞いたことがありますか？文字通り、「寝ている子どもをわざわざ起こして泣かせることはない」という意味ですが、転じて、「何も知らない人にわざわざ教える必要はない」「そっとしておけば自然に解決する」という意味で使われることが多く、特に、同和問題を考える際に多くの人々が一度は思い至ることだといわれています。「知らないまままでいたら、差別することもない」「勉強や研修をしなければ、知らない人が増えて、差別はいつかなくなるだろう」などです。この考え方をどう思いますか？本当に、「知らない」ままでもいいのでしょうか？本冊子では、モモマルくんと森の仲間たちとの関わり合いを通じて、「寝た子を起こすな」という考えが、同和問題の解決の妨げになることを描いています。



『モモマルくんと考えよう！ 3 ～仲間はずれの未来のために～』

同和問題とは、特定の地域の出身であることを理由に、結婚や就職などにおいて不利な扱いや差別的言動を受けるという、日本固有の最大で深刻な人権問題であり、国民全体で解決すべき課題です。モモマルくんが前作で出会った「仲間はずれ」の歴史について、「森の図書館」で学習するシーンから始まります。この「仲間はずれ」の歴史は、日本社会における「同和問題」を意識して描いています。同和問題が、なぜ、今日まで解決されずに残っているのか、また、私たちはその解決に向けてどうすべきなのかを、モモマルくんと一緒に考えてみてください。



『モモマルくんと考えよう！ 4 ～「らしさ」ってなんだろう？～』

性的マイノリティ（性的少数者）を表す、「LGBT」という言葉を知っていますか？最近の調査では、日本の人口の「13～20人に1人」が「LGBT」の「当事者」と言われています。本作では、モモマルくんが、森の新しいお友達、「オオカミくん」と出会います。初めてLGBTの当事者と出会い、存在を知ったモモマルくん。モモマルくんは、初めての出会いに戸惑いながらも、「らしさ」とは一体どういうことなのかを考え始めます。モモマルくんと一緒に「らしさ」について考える旅に出かけませんか。



『モモマルくんと考えよう! 5 ～そのままのキミが好き～』

「カミングアウト」とは「これまで誰にも言っていない自分の秘密を人に話すこと」です。この「カミングアウト」は「する」「しない」、またカミングアウトするとしたら「いつ」「誰に」といった問題を含めて多くのLGBT当事者がぶつかる壁でもあります。「自分は当事者でないから関係ない」と思っている人も「ありのままの本当の自分を知ってほしい」と、身近な「誰か」から「カミングアウト」される日が訪れるかもしれません。本作ではLGBT当事者であるオオカミくんが、本当の自分について森の仲間たちに「カミングアウト」するまでを描いています。モモマルくんはもちろん、様々な登場人物の立場になって、この物語を読んでみてください。



『モモマルくんと考えよう! 6 ～どんなじぶんも好きでいられるように～』

オオカミちゃんは「本当の自分」に気づき、それを森の仲間たちも受け入れてくれました。今回オオカミちゃんが本当の自分を受け入れてほしい相手は、お父さん。一番手ごわい相手かもしれませんが、日常生活を送る「家族」という居場所は、最も本当の自分でいたい場所です。本当に自分らしく生き、自由に夢を語れる居場所があるということ。それはオオカミちゃんだけでなく、みんなの願いです。みんなが何の苦しみも感じず、自分の夢を語り合える世の中。そんな世の中にするために、一人ひとりができることをモモマルくんたちと一緒に考えてみませんか。



『モモマルくんと考えよう! 7 ～ヤングケアラーって知ってる?～』

モモマルくんや森の仲間たちのクラスメイトのライオンくんは、最近遅刻が増えたり、慌てて帰ったりと、様子が違います。ある日、モモマルくんたちはライオンくんのお母さんが入院中で、ライオンくんが小さな兄弟を一生懸命お世話していることを知り、フクロウじいさんから「ヤングケアラー」という言葉を教えてもらいます。ライオンくんが「ヤングケアラーなのでは?」と思った森の仲間たちは、ライオンくんのために何かできることはないか、みんなで考え始めます。ヤングケアラーと思われる子どもに出会ったときに私たちに何ができるのか、モモマルくんたちと一緒に考えてみましょう。



『モモマルくんと考えよう! 8 ～その“書き込み”信じていいの?～』

みなさんは、インターネット上の掲示板やSNSなどで、特定の人や地域を誹謗中傷するような“書き込み”や投稿を見かけたことはありませんか。自分の知らないことを他人が書き込んでいるのを見たときに、「これってホント?」「でももしかしたらホントかも。」と感じてしまいがちだと思います。そして、そのことが正しいことなのかを確かめることをしないままに、賛同したり、拡散したりすると、それがあたかも真実であるかのように広がっていくことがあります。

本作では、ネコちゃんが、森の掲示板の貼り紙に書かれたことを見て、悪気なく、つい、森の仲間たちに話を広げてしまいます。そして、この話はだんだんと尾ひれがつき、森の仲間を傷つけてしまいます。こんなとき、モモマルくんと森の仲間たちは、どのように考え、行動していくのか、みなさんの立場に置き換えて、いっしょに考えてみませんか。

(1) 日本国憲法（抄）

昭和21年（1946年）11月3日公布

昭和22年（1947年）5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつ

て、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

- 2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(2) 北九州市自治基本条例（抜粋）

平成22年（2010年）9月30日条例第30号

平成22年（2010年）10月1日施行

前文

誇りを持って、ここ北九州市で暮らし、生きていきたい。

このまちの良さを守り、慈しみ、子どもたちに伝えていきたい。

私たちのこの願いを実りある姿にするためには、市民、議会、行政がそれぞれの役割を認識し、互いに生かし合い、私たち自身の手で市民による自治を実践することが重要です。

私たちのまち北九州市は、ものづくりのまちとして、多くの人々の英知に支えられ発展してきました。また、市民、議会、行政が一体となって公害克服に取り組み、世界に誇る環境都市として今日に至っています。

私たちはこれからも、心豊かな、人が大切にされる地域社会を築いていきます。そして、近隣自治体と共生しながら、未来につなぐ私たちの思いを、アジアの諸都市をはじめ広く世界に発信していきます。

ここに本市の自治の礎となる北九州市自治基本条例を定め、自治の理念と原則を宣言します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり市民の意思に基づく自立した市政運営を確立すること及び市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することの緊要性にかんがみ、北九州市における自治の基本理念及び基本原則を定め、自治を担う市民の権利及び責務並びに議会、議員及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市政運営の基本原則、市政への市民参画その他自治に関する基本的事項を定めることにより、市民の意思を適切に反映させた公正かつ誠実な市政運営の実現、市民の主体的な関与及び市民相互の連携による良好な地域社会の維持形成等を図り、もって本市における市民を主体にした自治（以下「市民自治」という。）の確立に寄与することを目的とする。

(条例の位置付け)

第2条 市は、他の条例、規則その他の規程の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例で定める事項との整合性の確保を図るものとする。本市の基本構想その他計画を策定し、これらに基づく施策及び事業を実施し、又は法令等（法令、条例、規則その他の規程をいう。第8条において同じ。）を執行する場合も、同様とする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **市民** 市内に住所を有する者（以下「住民」という。）、市内の事業所若しくは事務所に勤務する者、市内の学校に在学する者、市内に不動産を所有する者又は市内で事業活動その他まちづくりに関する活動を行う者若しくは団体をいう。

- (2) **市長等** 執行機関及び地方公営企業の管理者をいう。
- (3) **コミュニティ** 自治会等の地縁による団体、市民が共生する地域社会の実現に資すると認められる特定非営利活動法人その他これらに類する団体をいう。

(基本理念)

第4条 本市の自治は、地方自治の本旨に基づき、自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決定していくということを基本理念とする。

- 2 前項の基本理念に基づくまちづくりの推進は、人が大切にされるまち（すべての市民が年齢、性別、障害の有無、国籍、社会的身分又は門地等にかかわらず人として尊重されるまちをいう。以下同じ。）を実現することを旨として行われなければならない。

(自治の基本原則)

第5条 本市における自治は、市民自治を基本として行われるものとする。

- 2 市政は、住民の信託に基づき行われるものとする。
- 3 市民及び市は、市政に関する情報を共有するものとする。
- 4 市民及び市は、自治を担う人材の育成に努めるものとする。
- 5 市は、市政運営において国及び福岡県と対等な関係に立ち、地方公共団体としての自主性及び自立性を確保するものとする。

第2章 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、人として等しく尊重され、幸福な生活を追求する権利を有する。

- 2 市民は、市が保有する情報を知る権利を有し、これにより得た情報を活用することができるとともに、自らの知識及び経験により得た情報を市に提供することができる。

(子どもの自治へのかかわり)

第7条 子どもは、自治の主体として、それぞれの年齢に応じて自治を担うことができる。

- 2 子どもは、自治の主体であることを自覚しながら成長できる環境を与えられなければならない。

(市民の責務)

第8条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、人が大切にされるまちを実現するため、互いの人権を尊重するものとする。

- 2 市民は、自治の主体として発言をし、又は行動するに当たっては、その発言及び行動に責任を持つものとする。
- 3 市民は、法令等の定めるところにより、市政運営に伴う負担を分任する責務を有する。

(事業者の責務)

第9条 事業者（市内で事業活動を行うものをいう。）は、その社会的責任を認識し、市民が共生する地域社会の維持及び発展に寄与するよう努めるものとする。

(3) 人権課題別の法令等

【人権全般】

- 持続可能な開発目標（SDGs）
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）
- 「ビジネスと人権」に関する行動計画

【女性】

- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
- ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）
- 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（AV出演被害防止・救済法）
- 男女共同参画社会基本法
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ☐福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例
- ☐北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例

【こども】

- いじめ防止対策推進法
- インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
- 学校教育法
- 教育基本法
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
- こども基本法
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律
- 子ども・若者育成支援推進法
- 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
- 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）
- 児童福祉法

- 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

- 北九州市子どもを虐待から守る条例

【高齢者】

- 高齢社会対策基本法
- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- 高齢者の居住の安定確保に関する法律
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）

【障害のある人】

- 障害者基本法
 - 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
 - 障害者自立支援法
 - 障害者総合支援法
 - 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）
 - 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
 - 身体障害者補助犬法
 - 発達障害者支援法
 - ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律
- 障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例（障害者差別解消条例）

【同和問題（部落差別）】

- 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）
- 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例

【アイヌの人々】

- アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ政策推進法）

【外国人】

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）
- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

【感染症】

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法）
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法

【ハンセン病患者等】

- ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）

【刑を終えて出所した人】

- 再犯の防止等の推進に関する法律

【犯罪被害者等】

- 犯罪被害者等基本法
- 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（犯罪被害者保護法）

- 福岡県犯罪被害者等支援条例

【インターネットによる人権侵害】

- 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律
- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）
- 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー責任制限法）

【北朝鮮当局による人権侵害】

- 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（北朝鮮人権法）

【ホームレス】

- ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

【性的マイノリティ】

- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）
- 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）

【人身取引（トラフィッキング）】

- 人身取引対策行動計画2022

【様々な人権課題】

- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
- 個人情報の保護に関する法律
- 自殺対策基本法
- 生活困窮者自立支援法
- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法（労働施策総合推進法）

(4) 主要な人権関係条約

- ①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）
- ②市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）
- ③あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）
- ④女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）
- ⑤拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）
- ⑥児童の権利に関する条約（児童の権利条約）
- ⑦強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）
- ⑧障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

北九州市人権問題啓発推進協議会

<https://www.kitaq-jinkenkyo.jp/>

視聴覚教材・図書貸出

<https://www.kitaq-jinkenkyo.jp/rental/index.html>

北九州市ホームページ「人権」ページ

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shisei/menu01_0338.html

北九州市人権行政指針

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/18000076.html>

人権問題に関する市民意識調査

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/18000074.html>

北九州市人権推進センターYouTubeチャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UClk9eHw34Iylw4CFzIQybfg>

人権を考える5分間のラジオ番組「明日への伝言板」

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/page/asu-dengonban/>

人権の約束事運動「ほっとハート北九州」

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shisei/menu01_0340.html

法令検索

<https://elaws.e-gov.go.jp/>

福岡県例規集検索

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoke-reiki.html>

北九州市例規集検索

<https://krq002.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogin.jsf>

人権研修計画の 立て方から実施まで

1996（平成 8）年 3 月 初版発行
2005（平成17）年 3 月 第二版発行
2006（平成18）年 3 月 第三版発行
2007（平成19）年 3 月 第四版発行
2011（平成23）年 3 月 第五版発行
2024（令和 6）年 3 月 第六版発行

編集・発行 北九州市人権問題啓発推進協議会
〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11-4 大手町ビル 8 階
北九州市人権推進センター内
TEL 093-562-5010



北九州市人権問題啓発推進協議会